



福岡医発第1196号(地)
平成29年 8月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県狂犬病発生時対応マニュアルの改訂について

今般、別添のとおり福岡県保健医療介護部生活衛生課より、「福岡県狂犬病発生時対応マニュアル」が改訂された旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

29生衛第671号

平成29年7月20日

(公社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(生活衛生課)

福岡県狂犬病発生時対応マニュアルの改訂について (送付)

狂犬病予防業務の推進につきましては、平素から御協力賜り厚くお礼申し上げます。

狂犬病発生時対応については、「福岡県狂犬病発生時対応マニュアルについて」(平成28年6月17日付け28保衛第889号)により運用してきたところですが、下記の理由により、別添のとおり改訂しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員へご送付いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 病性鑑定のため犬の致死処分を行う際、原則として所有者の承諾を得るよう努めることとしたこと
2. 狂犬病を疑う野生動物を発見した場合の連絡体制を見直したこと
3. 県庁組織再編により、本課における所掌事務や名称が変更されたことに伴い、文言等の整合性を図る必要が生じたこと



福岡県狂犬病発生時対応マニュアル

福岡県保健医療介護部生活衛生課

目次

I 総論	1
II 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応	2
1 動物病院で発見した場合	2
2 保健所等の動物管理施設で発見した場合	4
3 動物の所有者が発見した場合	6
4 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)	8
5 空港・港湾施設で発見した場合	10
6 咬傷被害者又は医療機関から連絡を受けた場合	12
III 確定診断の対応	14
IV 確定診断により陽性と判断された場合の対応	16
1 福岡県狂犬病対策連絡会議の設置	16
2 県が実施する狂犬病まん延防止対策	18
3 住民対応等	20
4 現地対策班への応援	21
5 その他動物対策	21
6 対策の終了	21
V 狂犬病発生時における調査及びその結果に基づく措置の実施方法	22
1 適切な対策を講ずるための調査	23
2 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置	24
3 清浄化に向けての調査及び措置	25

様式等

- (別紙1) 狂犬病(疑似)動物発見報告書
- (別紙2) 狂犬病疑い動物に関する聞き取り調査票
- (別紙3) 動物の保管依頼書
- (別紙4) 狂犬病疑い動物観察用カルテ
- (別紙5) 致死処分承諾書
- (別紙6) 公示
- (参考資料1) 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
- (参考資料2) 動物に対する措置の選択の基準
- (参考資料3) 福岡県狂犬病対策連絡会議設置要綱
- (参考資料4) 狂犬病暴露後発病予防
- (別添) 狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル

I. 総論

(1) 本マニュアルの目的

日本において狂犬病は、昭和32年(1957年)を最後に、人や犬等の哺乳動物(以下このマニュアルにおいて「動物」という。)で国内感染は発生していないが、世界各国では依然として発生している。近年、諸外国との間で人と動物の行き来が活発化しており、特に本県は、アジアとの交流拠点であり、県内で狂犬病が発生した場合を想定した対応策を構築しておく必要がある。

このため、厚生労働省が作成した「狂犬病対応ガイドライン2001」及び「狂犬病対応ガイドライン2013」に基づき、本県の関係機関における具体的な対応策、連携方策等を定めることによって、迅速かつ適切な措置を行い、危害の拡大を防止し、県民の安全と健康を確保することを目的として、本マニュアルを策定することとした。

第Ⅱ章では、県内で狂犬病が発生していない状況下で、通常の咬傷事故対応や放浪動物対策等において、狂犬病の疑いのある動物を確実に発見するための手順を示した。また、第Ⅳ章では、県内で狂犬病が発生した段階で行う、狂犬病まん延防止対策の他、狂犬病が否定できない動物又はその動物に咬まれる等感染の可能性のある者を確実に発見するための対応や、関係機関との連携等について示した。

(2) 用語等

① 狂犬病

狂犬病は、犬のみの疾病ではなく、人を含めたすべての哺乳類が感染し、発病すると治療がなく、神経症状を呈してほぼ100%死亡する、極めて危険な人と動物の共通感染症である。日本では、昭和32年以降、国内感染例の発生報告はないが、アジア・アフリカを中心に世界では、毎年5万人以上の死亡者数が報告されている。

また、狂犬病の病原体である狂犬病ウイルスは、ラブドウイルス科に属する、RNA ウイルスであり、熱、紫外線、消毒薬により簡単に不活化される。その感染経路は特徴的で、感染源から咬傷等により侵入したウイルスが神経組織から中枢神経に上行し、発症前後の唾液に排出され、咬傷の際に次の個体に感染する。なお、血液感染や経口感染はしない。

② 用語

予防員……………狂犬病予防員

保健所……………狂犬病(疑い)事例が発生した地域を管轄する保健福祉(環境)事務所

生活衛生係……………狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に係る事務を所掌する保健所の係又は課
感染症係……………感染症法に係る事務を所掌する保健所の係又は課

保環研……………福岡県保健環境研究所ウイルス課

感染研……………国立感染症研究所

厚生労働省……………厚生労働省健康局結核感染症課

鳥獣保護管理法…鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

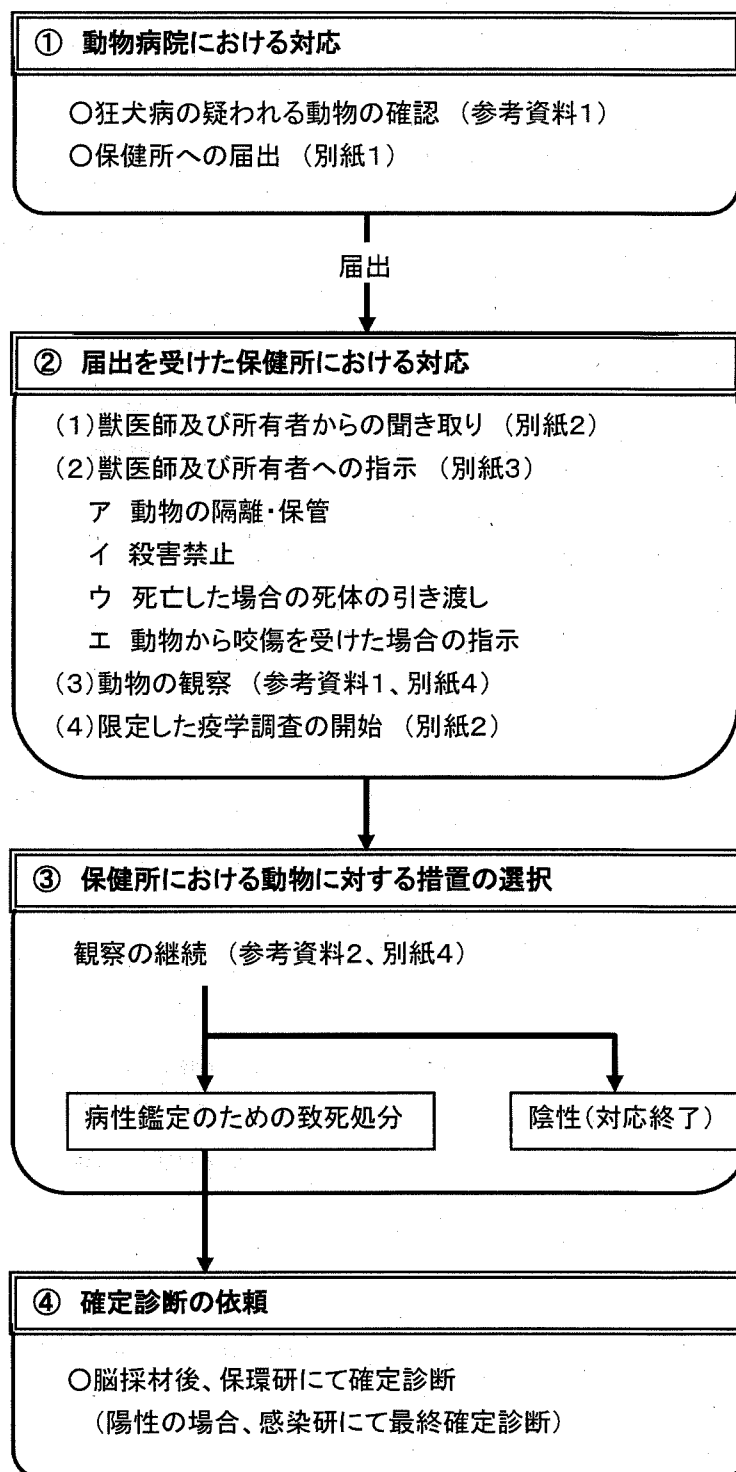
種の保存法……………絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

動物愛護管理法…動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

PEP……………暴露後発病予防(Post-exposure Prophylaxis)

Ⅱ．狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応

1: 動物病院で発見した場合



① 動物病院における対応

臨床診断を行った獣医師が、狂犬病の疑われる動物を確認(参考資料1)した場合、「狂犬病(疑似)発見報告書(別紙1)」を当該動物の所在地を管轄する保健所に電話連絡した後届け出る。

② 届出を受けた保健所における対応

(1) 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所は、狂犬病発生の確認を行うため、獣医師及び所有者から状況聴取(別紙2)を行い、その結果を生活衛生課に報告する。

(2) 獣医師及び所有者への指示

予防員は状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合、獣医師又は所有者に対して次の指示を行う。また、当該動物と同居等接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。なお、人への感染が疑われる場合は必要に応じて感染症係と連携して対応する。

ア 動物の隔離・保管

人や他の動物が容易に近づけない場所で当該動物を隔離・保管し、感染の疑いなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。なお、動物病院又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病まん延防止を妨げると判断したときは、保健所に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書(別紙3)」を所有者から徴取すること。

イ 殺害禁止

隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければ殺してはならないこと。

ウ 死体の引渡し

保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、死体を予防員に引き渡すこと。

エ 動物から咬傷を受けた場合の指示

所有者等が当該動物から咬傷を受けた場合、医療機関での治療を指示するとともに、必要に応じPEP(参考資料4)の実施を勧奨すること。

(3) 動物の観察(参考資料1)

予防員は、動物病院、所有者の自宅又は保健所において、保管中の動物の状況を適宜観察し、「狂犬病疑似動物観察用カルテ(別紙4)」に状態を記録する。

(4) 限定した疫学調査の開始

所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査(別紙2)を行う。

③ 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は調査の結果、狂犬病の疑いがないことが明らかである場合を除き、「動物に対する措置の選択の基準(参考資料2)」に基づき、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合、引き続き状態を記録しておくこと(観察は2週間以上)。

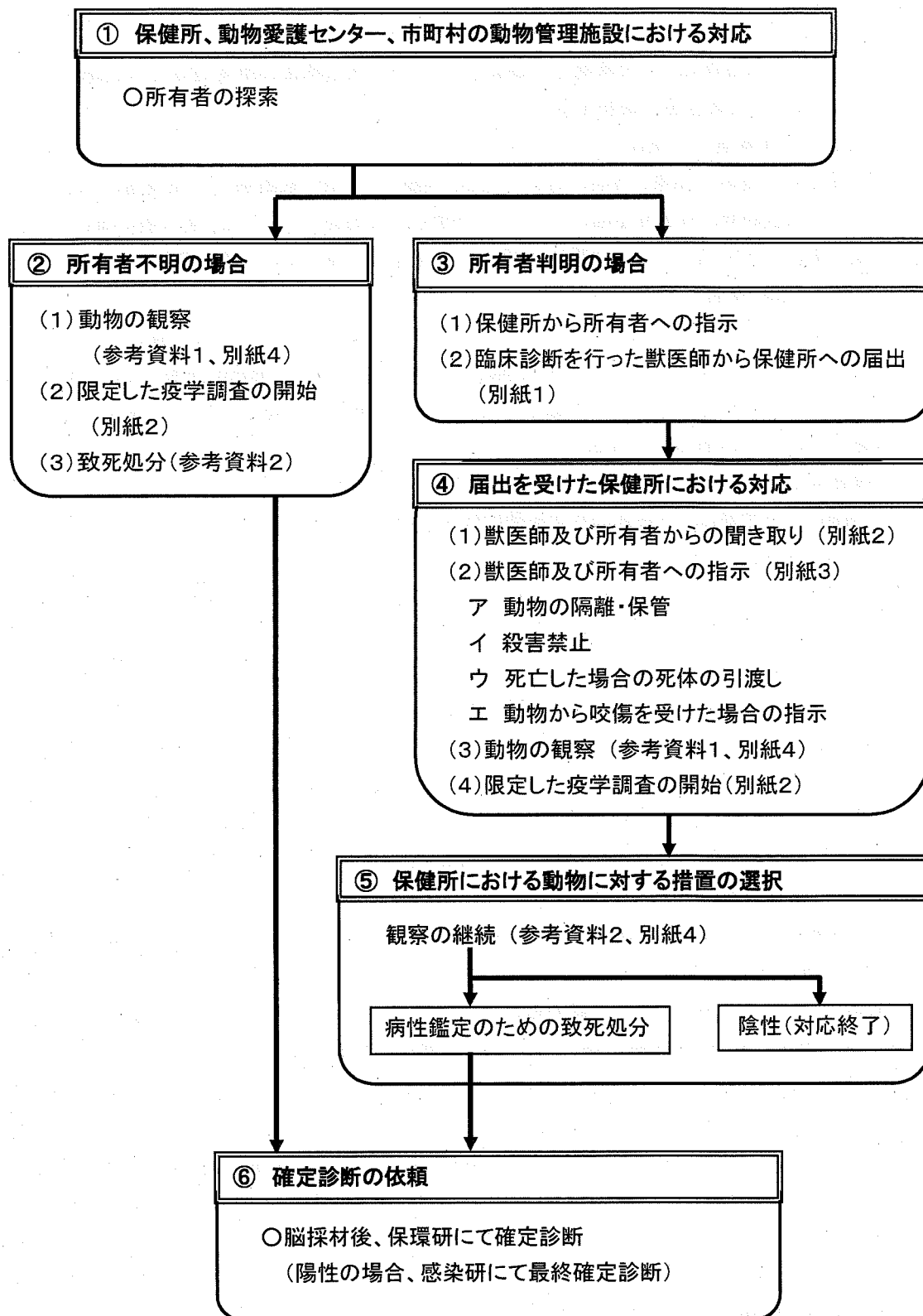
当該動物との接触がある動物については、潜伏期間及びワクチン接種の有無等を考慮し、慎重に観察を継続し、狂犬病の疑いがあると認めるときは、当該動物と同様に措置の選択を行うこと。

なお、致死処分を行う場合は、処分前評価を実施し、保健所長の許可を受けるとともに、所有者から「致死処分承諾書(別紙5)」を受理するよう努めること。

④ 確定診断の依頼

「Ⅲ. 確定診断の対応」を参照。

2: 保健所等の動物管理施設で発見した場合



① 保健所、動物愛護センター、市町村の動物管理施設における対応

狂犬病の疑われる動物を確認した場合、生活衛生課に報告するとともに、所有者の有無に応じ、②または③の対応を行う。

② 所有者不明の場合

(1) 動物の観察(参考資料1)

予防員は、保管中の当該動物の観察(別紙4)を行う。

(2) 限定した疫学調査の開始

予防員は、当該動物の観察を行うとともに、捕獲・収容を行った場所の付近住民に対して、以下の項目等について聞き取り調査(別紙2)を実施する。

「他に異常を示す動物の有無、徘徊時の動物の状況、人や他の動物に対する咬傷の有無、他の動物との接触の有無等」

(3) 致死処分

予防員は、所有者が判明しない場合で、当該動物を病性鑑定のために致死処分を行う必要があると判断した場合は、処分前評価を実施し、保健所長の許可を得て致死処分を行う(参考資料2)。

③ 所有者判明の場合

(1) 所有者への指示

予防員は、動物の所有者に対して狂犬病の疑いがある旨を伝え、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。また、当該動物の隔離については、引き続き、保健所等で行うよう勧める。

(2) 獣医師からの届出

臨床診断により狂犬病又はその疑いがあると診断した獣医師は、その旨を保健所に届け出る(別紙1)。

④ 届出を受けた保健所における対応

「Ⅱ. 1: 動物病院で発見した場合」の②に従い対応する。

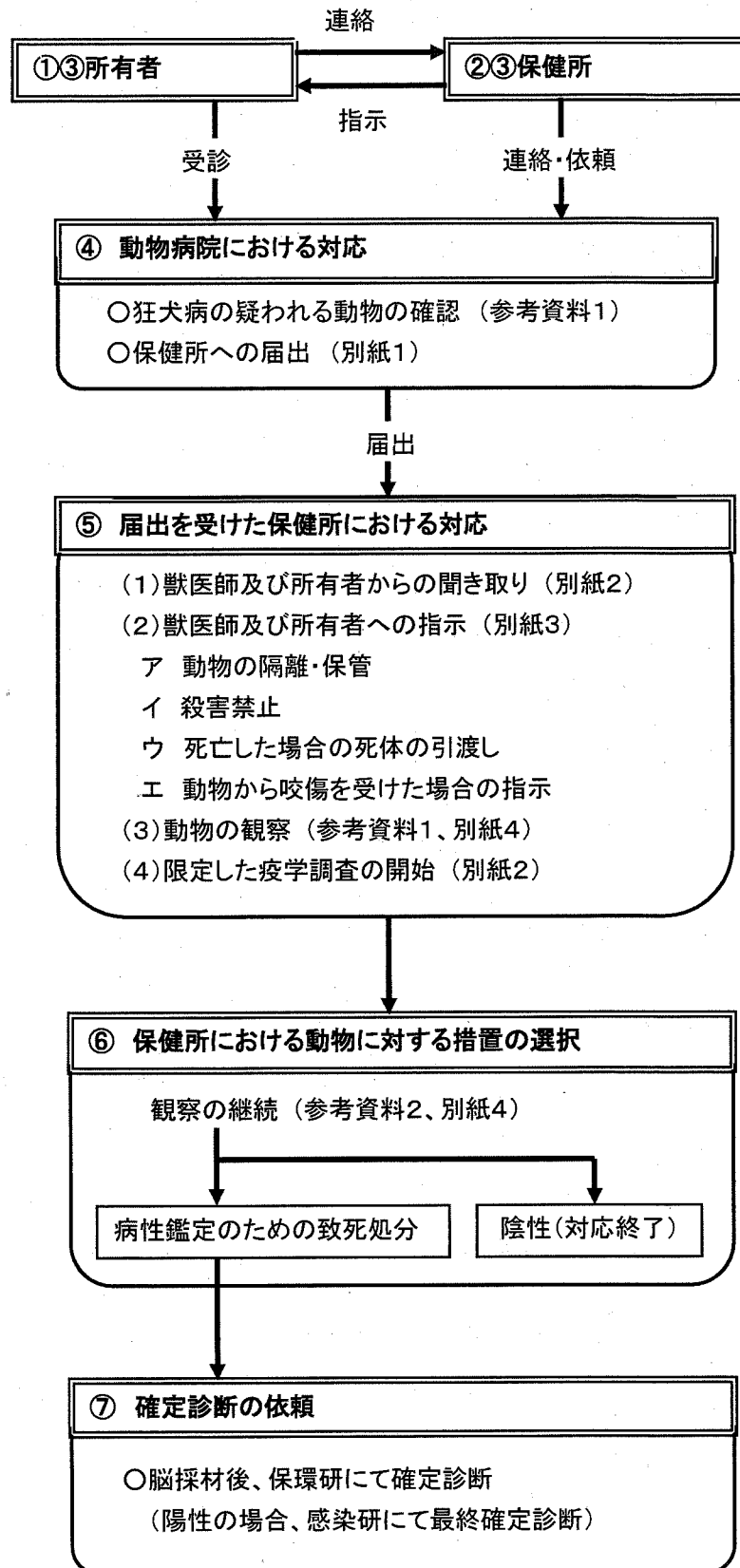
⑤ 保健所における動物に対する措置の選択

「Ⅱ. 1: 動物病院で発見した場合」の③に従い対応する。

⑥ 確定診断の依頼

「Ⅲ. 確定診断の対応」を参照。

3:動物の所有者が発見した場合



① 所有者

自己の所有する動物が異常を示していると判断した場合、所有者は保健所にその旨を連絡する。

② 保健所

予防員は、動物の所有者に対し、獣医師の診断を受けるよう指示する。また、必要に応じて「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の②(2)に準じた指示を行う。

③ 所有者及び保健所

所有者は、保健所からの指示に従い、かかりつけの獣医師等へ連絡し、狂犬病感染の有無等についての診断を受ける。予防員は、診療する獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い等について連絡・依頼する。

④ 動物病院における対応

臨床診断を行った獣医師が、狂犬病の疑いがあると判断した場合(参考資料1)は、当該動物の所在地を管轄する保健所に電話連絡した後届け出る(別紙1)。

⑤ 届出を受けた保健所における対応

「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の②に従い対応する。

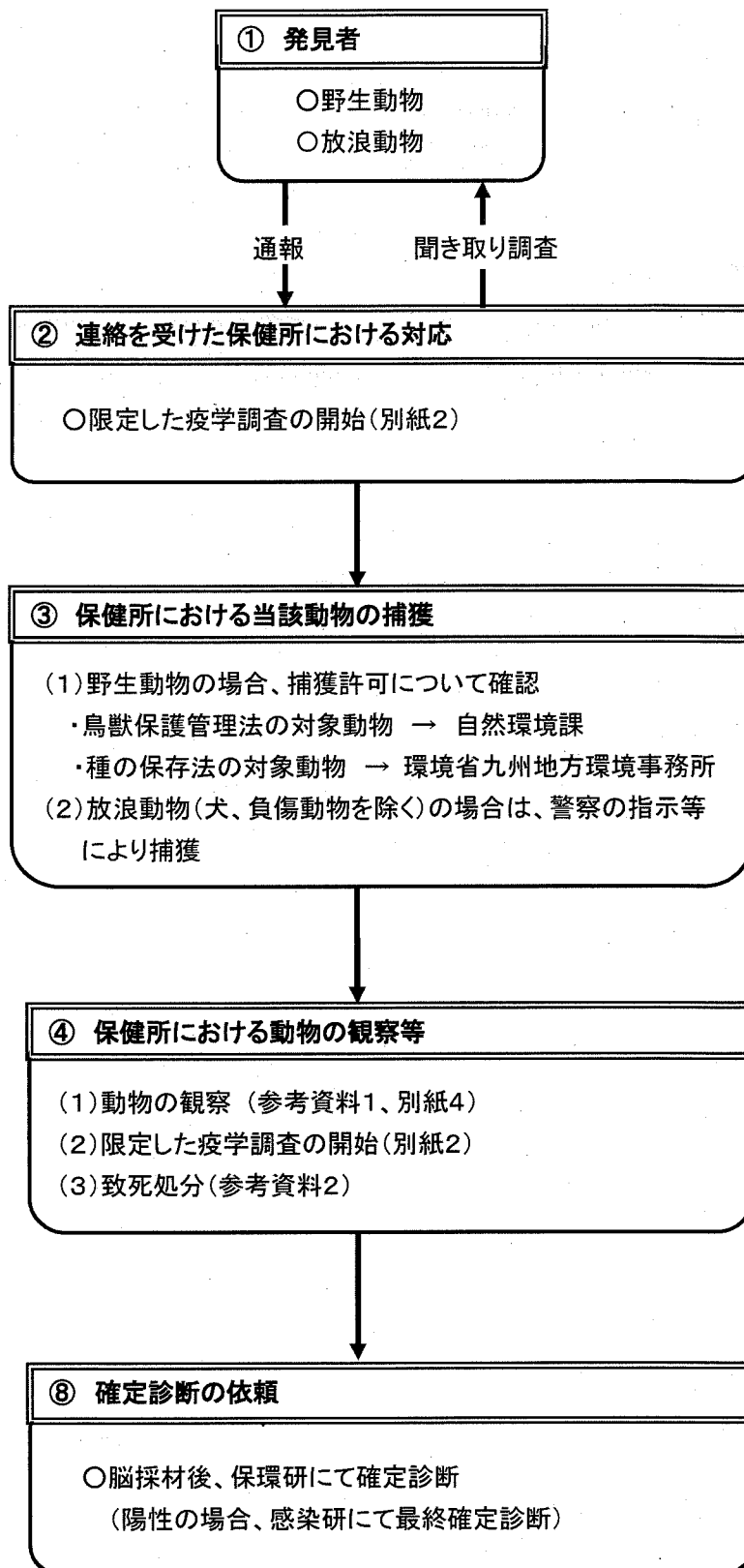
⑥ 保健所における動物に対する措置の選択

「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の③に従い対応する。

⑦ 確定診断の依頼

「Ⅲ. 確定診断の対応」を参照。

4: 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)



① 発見者

狂犬病の疑われる動物が野生動物又は放浪動物である場合、発見場所を所管する保健所の生活衛生係が対応することとなる。

したがって、市町村役場や管轄外保健所等が発見者から相談を受けた場合は、その動物の発見場所を所管する保健所の生活衛生係に通報することを教示するものとする。

② 連絡を受けた保健所における対応

連絡を受けた保健所は、発見された動物の状況について、発見者から状況聴取を行うとともに、生活衛生課に報告し、限定した疫学調査(別紙2)を実施する。

③ 保健所における当該動物の捕獲

(1) 野生動物の場合

発見された動物が鳥獣保護管理法の対象動物に該当する場合は、自然環境課に捕獲許可を受けた後、捕獲する。「種の保存法」の対象動物(絶滅危惧種)については、環境省九州地方環境事務所の捕獲許可を受けた後、捕獲する。

なお、捕獲許可申請は保健所等が行うこととし、捕獲にあたっては、必要に応じて市町村や猟友会等関係機関・団体に協力を要請することとする。

(2) 放浪動物(野生動物以外)の場合

ア 犬の場合

狂犬病予防法第6条第1項の規定により捕獲する。

イ 犬以外の動物の場合

a 通報のあった放浪動物が、動物愛護管理法第36条第1項の規定による負傷動物に該当する場合、同条第2項の規定に基づき収容する。

b その他の場合は、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項の規定により警察官の指示等により捕獲・収容する。

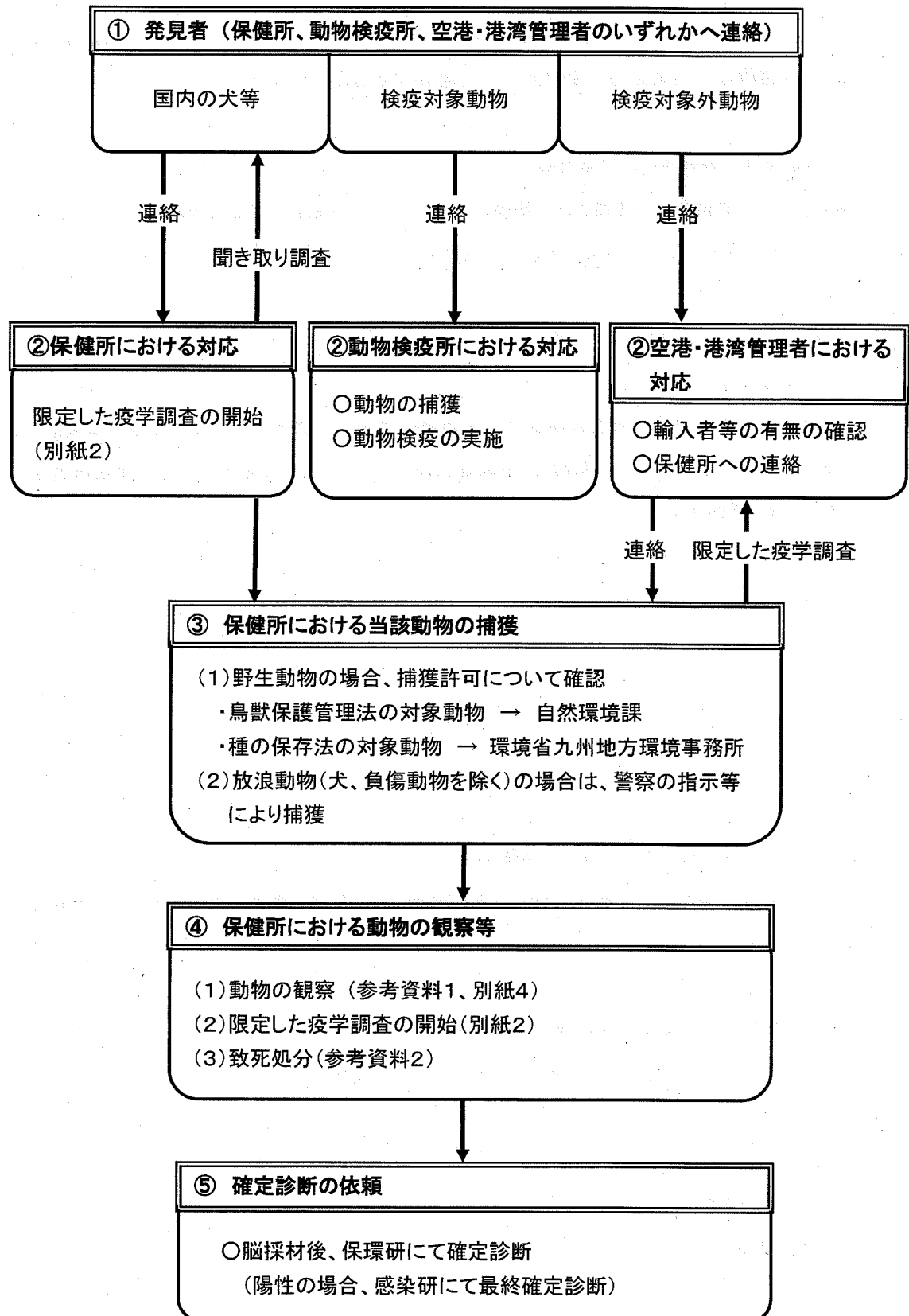
④ 保健所等における動物の観察等

捕獲・収容した動物は、保健所へ搬送・保管し、動物の観察(参考資料1)を行い、「Ⅱ. 2: 保健所等の動物管理施設で発見した場合」の②に従い対応する。

⑤ 確定診断の依頼

「Ⅲ. 確定診断の対応」を参照。

5: 空港・港湾施設で発見した場合



① 発見者から保健所、動物検疫所、空港・港湾管理者のいずれかへ連絡

狂犬病の疑われる動物が空港・港湾施設内で発見された場合、国内の犬等については保健所、検疫対象動物については動物検疫所、検疫対象外の動物については空港・港湾管理者が対応することとなる。

したがって、市町村役場や管轄外保健所等が発見者から相談を受けた場合は、その動物の種類や発見場所に応じて、適切な通報先を教示するものとする。

② 保健所、動物検疫所、空港・港湾管理者における対応

連絡を受けた保健所は、生活衛生課に報告するとともに、発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取(別紙2)を行う。

動物検疫所においては、動物を捕獲し、動物検疫を実施し、空港・港湾においては、輸入者等の有無を確認し、保健所へ連絡する。

③ 保健所における当該動物の捕獲

「Ⅱ. 4: 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)」の③に従い対応する。

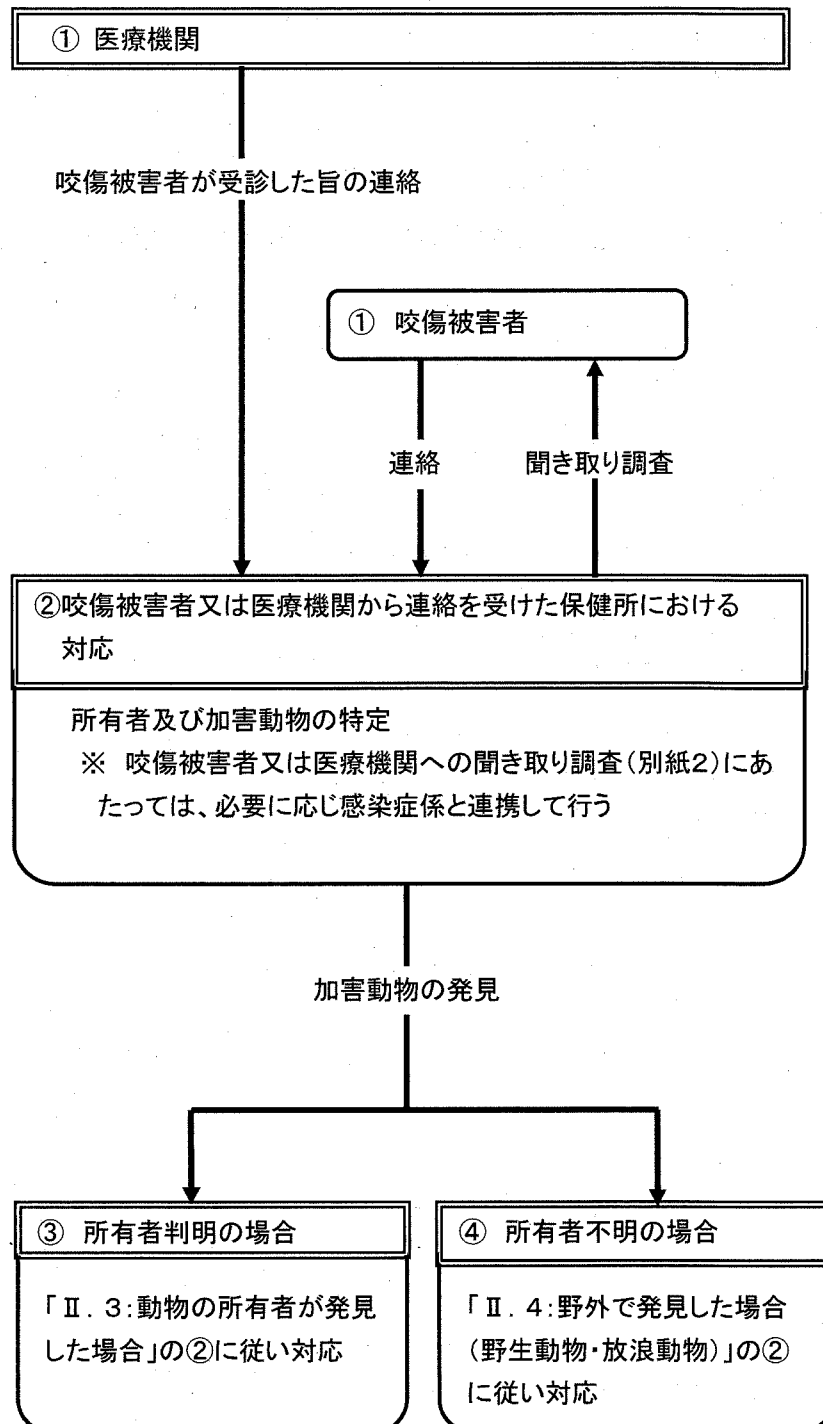
④ 保健所における動物の観察等

捕獲・収容した動物は、保健所へ搬送・保管し、動物の観察を行い(参考資料1)、「Ⅱ. 2: 保健所等の動物管理施設で発見した場合」の②に従い対応する。

⑤ 確定診断の依頼

「Ⅲ. 確定診断の対応」を参照。

6: 咬傷被害者又は医療機関から連絡を受けた場合



① 咬傷被害者、医療機関

咬傷被害者又は咬傷被害者が受診した医療機関は、所在地を管轄する保健所へ咬傷事故が発生した旨を連絡する。この段階では、加害動物及びその所有者が不明であることが想定される。

② 医療機関又は動物に咬まれた者から連絡を受けた保健所における対応

連絡を受けた保健所は、加害動物及びその所有者を特定するため、速やかに、咬傷被害者又は医療機関に対し聞き取り調査(別紙2)を行い、咬傷事故の発生場所、加害動物の特徴等の情報をできる限り収集する。

これらの情報を基に、咬傷事故発生場所の付近住民に対する聞き取り調査(別紙2)等を行い、加害動物及びその所有者の特定に努める。

なお、咬傷被害者又は医療機関に対する聞き取り調査にあたっては、必要に応じて、感染症係と連携して行う。

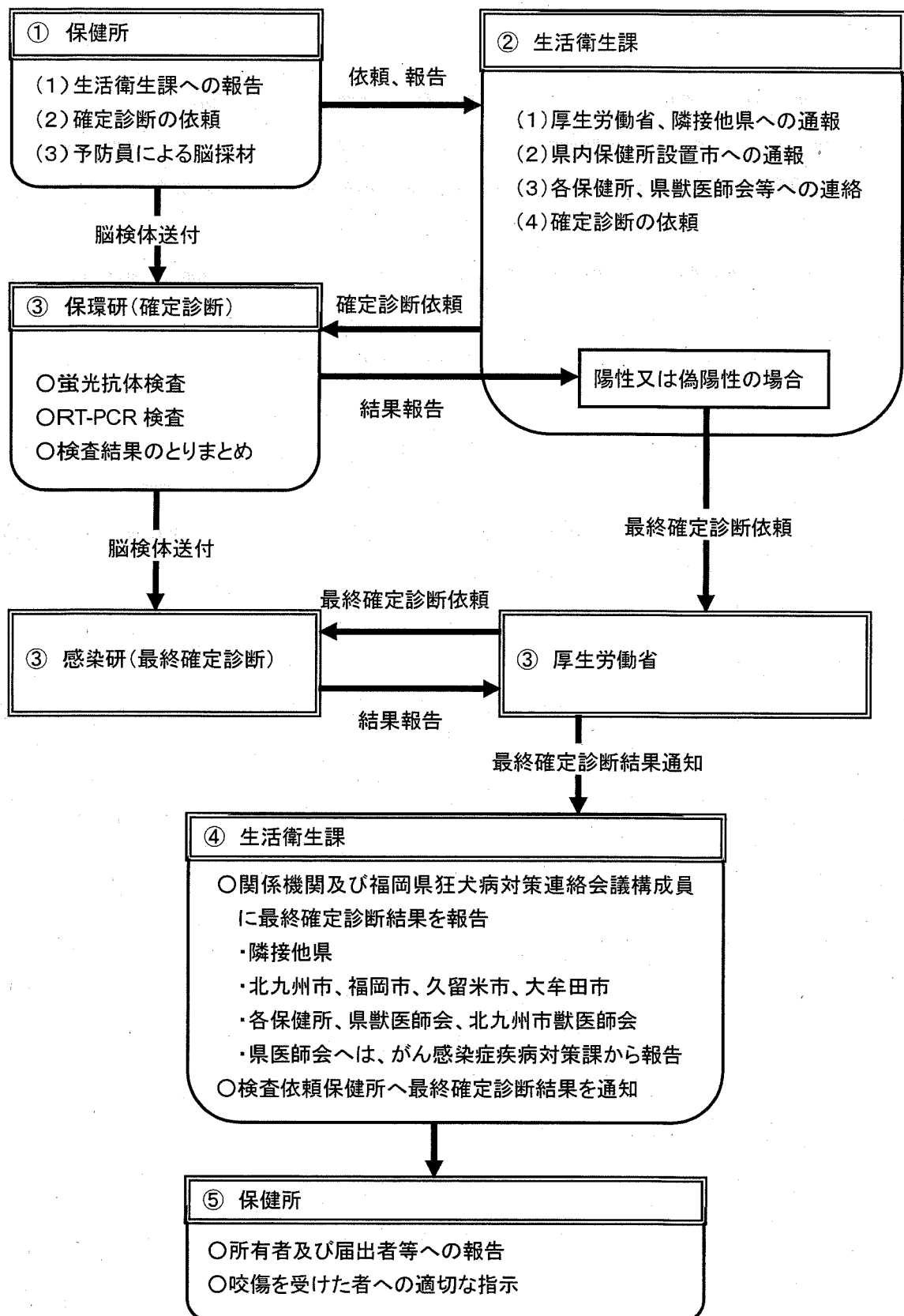
③ 所有者判明の場合

加害動物を発見し、その所有者が判明した段階で、所有者及び加害動物の調査を行い、狂犬病の疑いがあると判断される場合、「Ⅱ. 3: 動物の所有者が発見した場合」の②に従い、所有者に対し獣医師の診断を受ける等必要な指示を行う。

④ 所有者不明の場合

加害動物は発見したが、所有者不明の場合、「Ⅱ. 4: 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)」の②に従い対応する。

Ⅲ. 確定診断の対応



① 保健所

(1) 生活衛生課への報告

狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の届出を受けた場合は、「Ⅱ. 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応」に基づき対応するとともに、生活衛生課へ報告(別紙1)する。併せて、「狂犬病疑い動物に関する聞き取り調査票(別紙2)」を送付する。

(2) 確定診断の依頼

確定診断を行う必要があると判断した場合は、その旨を生活衛生課に依頼する。

(3) 脳採材の実施

脳採材は保健所の予防員が行い、その他の職員は、その記録及び機材の受け渡し等について対応する。脳採材は、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき実施する。

② 生活衛生課

(1) 厚生労働省及び隣接他県への通報

生活衛生課は、狂犬病予防法第8条第3項の規定を踏まえ、厚生労働省及び隣接他県に通報するとともに、①(1)と同様の内容の資料を送付する。

(2) 県内保健所設置市への通報

北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市に対し、(1)と同様の通報を行う。

(3) 各保健所、県獣医師会等への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を、各保健所、県医師会、県獣医師会及び北九州市獣医師会へ連絡する。

(4) 確定診断の依頼

狂犬病の確定診断のための検査を、保環研に依頼する。

③ 保環研(確定診断の実施)、感染研(最終確定診断の実施)

予防員等は、採材した脳検体を冷蔵状態(氷上もしくは4℃)で速やかに保環研へ搬送する。保環研は、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき確定診断を実施し、結果を生活衛生課に報告する。診断結果が陽性又は偽陽性の場合、生活衛生課は、最終確定診断の実施を厚生労働省に依頼する。保環研は速やかに脳検体を冷蔵状態で感染研に輸送する。

④ 生活衛生課(最終確定診断結果の報告等)

生活衛生課は、厚生労働省からの最終確定診断結果通知に基づき、隣接他県、県内保健所設置市、各保健所、県獣医師会、北九州市獣医師会及び福岡県狂犬病対策連絡協議会構成員へ報告する。県医師会に対しては、がん感染症疾病対策課から同様の報告を行う。なお、検査依頼保健所に対しては、後日、文書により結果を通知する。

⑤ 保健所(最終確定診断結果の報告等)

保健所は、届出者及び所有者に対し最終確定診断結果を報告する。なお、陰性の場合であって、PEP(参考資料4)を実施中の者がいる場合は、その中止等必要な指示・助言を行う。

IV. 確定診断により陽性と診断された場合の対応

1. 福岡県狂犬病対策連絡会議の設置

(1) 設置の基準

確定診断により、陽性と診断された場合、福岡県狂犬病対策連絡会議設置要綱(参考資料3)に基づき福岡県狂犬病対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)及び現地対策班を設置する。ただし、県内保健所設置市で狂犬病が発生した場合や確定診断の結果判明前であっても、狂犬病のまん延を防止するために、議長が必要と認める場合は、連絡会議を設置することができる。

(2) 連絡会議及び現地対策班の役割

連絡会議及び現地対策班の役割については、表1及び表2を参考とする。

【表1 連絡会議の役割】

担当	役割
議長 保健医療介護部長	- 連絡会議の招集に関する事 - 連絡会議の総括及び指揮に関する事
副議長 保健医療介護部医監	- 議長の補佐に関する事 - 緊急時に議長に代わり連絡会議を総括・指揮する事
事務局 保健医療介護部 生活衛生課	- 連絡会議事務局の総括及び調整に関する事 - 現地対策班との連絡調整に関する事 - 狂犬病予防法に基づく対応に関する事 - 広報、その他必要な対策に関する事
保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	- 感染症法に基づく対応に関する事 - 広報、その他必要な対策に関する事
保健医療介護部 保健医療介護総務課	- 予算、応援職員の派遣に関する事 - 議会の対応に関する事
保健医療介護部 薬務課	人用狂犬病ワクチンの確保に関する事
環境部 自然環境課	野生動物の捕獲許可及び情報収集に関する事
農林水産部 畜産課	- 畜産農家への啓発に関する事 - 家畜への感染防止対策に関する事
現地対策班 発生地保健所	- 狂犬病発生に係る情報収集に関する事 - その他、現地での対策に関する事
保健環境研究所 ウイルス課	- 確定診断の実施に関する事 - 国立感染症研究所との連携及び情報交換に関する事
警察本部 生活安全部生活経済課	狂犬病予防法の取締りに関する事

警察本部 交通部交通規制課	・ 交通の遮断又は制限に関する事
公益社団法人 福岡県医師会	・ 郡市医師会との連絡調整に関する事 ・ 保健所に対する咬傷被害者等の情報提供に関する事 ・ 県民への広報に対する協力に関する事
公益社団法人 福岡県獣医師会	・ 各支部・分会との連絡調整に関する事 ・ 保健所に対する狂犬病の疑いのある動物等の情報提供に関する事 ・ 県民への広報に対する協力に関する事

【表2 現地対策班の役割】

班	担当	役割
班 長	保健所長	・ 現地対策班の招集に関する事 ・ 現地対策班の総括及び指揮に関する事 ・ 関係機関への協力要請に関する事
副 班 長	保健所 保健衛生課長	・ 班長の補佐に関する事 ・ その他班長の特命事項の処理に関する事
対 策 班	保健所 保健衛生課 (生活衛生係)	・ 市町村、獣医師会(支部・分会)等との連絡調整に関する事 ・ 狂犬病予防法に基づく対応の実施に関する事 ・ 県民からの相談対応に関する事 ・ その他必要な対策に関する事
	保健所 保健衛生課 (感染症係)	・ 郡市医師会との連絡調整に関する事 ・ 感染症法に基づく対応の実施に関する事 ・ 県民からの相談対応に関する事
	市町村	・ 住民への広報に関する事 ・ 住民からの相談対応に関する事 ・ 咬傷被害者や狂犬病の疑いのある動物等の保健所への情報提供に関する事 ・ 動物用狂犬病予防ワクチン接種の実施への協力に関する事
	郡市医師会	・ 医療機関との連絡調整に関する事 ・ 保健所に対する咬傷被害者等の情報提供に関する事 ・ 県民への広報に対する協力に関する事
	獣医師会(支部・分会)	・ 動物病院との連絡調整に関する事 ・ 保健所に対する狂犬病の疑いのある動物等の情報提供に関する事 ・ 県民への広報に対する協力に関する事 ・ 動物用狂犬病予防ワクチン接種の実施への協力に関する事

* 構成員・人員は各事務所の職員の配置状況に応じて編成する。

2. 県が実施する狂犬病まん延防止対策

(1) 狂犬病発生の公示及び犬のけい留命令等

狂犬病予防法第10条の規定に基づき、直ちに、狂犬病が発生した旨を公示(別紙6)し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬をけい留すること等を命じなければならない。

したがって、保健所は、疫学調査の結果に基づき、当該動物及び接触動物の行動範囲等を、あらかじめ把握しておく必要がある。

① 狂犬病発生 of 公示

生活衛生課は、狂犬病が発生した旨 of 公示(別紙6)を行うとともに、報道機関等に対し、公示に基づく適切な広報を行う。

広報の内容は、発生状況(発生場所、動物の種類、特徴(体格、体毛等))、被害状況(咬傷事故の概要)、対応状況(疫学調査の実施状況、被害拡大防止対策の実施状況)、狂犬病に関する基本情報(症状、感染経路、潜伏期間等)、予防対策、咬まれた場合 of 対応等とする。

② 犬 of けい留命令等

生活衛生課は、区域及び期間を定めて、全ての犬への口輪の装着又は犬 of けい留命令を行う。けい留されていない犬は、捕獲收容して抑留施設内での検診を実施する。検診期間は2週間以上とする。

ア 区域: 当該動物 of 発見地点及び当該動物 of 行動追跡調査で、最も遠方で発見された地点を考慮して、防疫対策上必要な区域を設定する。

イ 期間: 狂犬病 of 新たな感染が認められなくなり、事態が十分沈静化するまでの期間とする。

(2) 犬 of 移動制限

生活衛生課は、狂犬病 of まん延防止及び撲滅のため必要と認めるときは、区域、期間を定めて、当該区域内における犬やその死体 of 移動及び当該区域からの移出等 of 禁止又は制限を行うことができる。なお、移動禁止又は制限 of 区域、期間については告示する。

《実施 of 条件》

感染源 of 特定・排除ができていない等 of 理由により、けい留義務違反 of 犬等に感染拡大 of 恐れがあり、広報等 of 対応が困難な場合に実施する。

(3) 区域内 of 一斉検診又は臨時 of 狂犬病予防注射

生活衛生課は、狂犬病 of まん延防止及び撲滅のため必要と認める時は、区域、期間を定めて、保健所 of 予防員に一斉検診又は臨時 of 狂犬病予防注射を行わせることができる。

《実施 of 条件》

狂犬病 of 感染若しくは疑い of ある犬が多数いる場合、又はこれらの犬に咬まれた犬が多数おり、このままでは飼育犬 of 感染防止を図ることが困難な場合等に次により実施する。

なお、臨時 of 狂犬病予防注射は、人への感染予防対策としては有効であるが、一方で、感染源 of 特定が困難となるため、実施時期については、慎重に検討する必要がある。

ア 獣医師会や市町村 of 協力を得て実施する。

イ 予防員は、検診終了後、その結果を検診台帳に記帳、整理しておく。

ウ 予防注射は、原則、その年度に予防注射を受けていない犬を対象に、臨時に実施する。

エ 新たな狂犬病発生 of 有無等について観察する。

オ ペット等 of 飼養状況について調査する。

(4) 交通 of 遮断又は制限

生活衛生課は、人の生命に危険を及ぼす恐れがあり、緊急 of 必要性があると認めた場合、期間を定めて(72時間以内)、狂犬病にかかった犬 of 所在場所及びその付近 of 交通を遮断し、又は制限するこ

とができる。なお実施にあたっては、警察や道路管理者と連携して行う。

《実施の条件》

狂犬病を発症した犬の捕獲に際し、緊急に交通を遮断又は制限しなければ、人の生命に危険を及ぼす恐れがある場合に実施する。

(5) 集合施設の禁止

保健所は、区域、期間を定めて、発生区域内での犬の展覧会や品評会、ドッグラン等犬の集合施設の使用を禁止することができる。

《実施の条件》

狂犬病ウイルスに感染した犬により、集合施設内での感染拡大の恐れがある場合に実施する。したがって、狂犬病発症犬等が特定され、すでに措置が講じられている場合等、感染拡大の恐れがないと判断される場合、禁止措置は不要とする。

(6) 狂犬病予防法の規定に基づく措置のまとめ

狂犬病予防法に基づく措置の実施にあたっては、連絡会議と十分な協議を行うこと。

	措置	内容	実施者(決裁権者)
必ず講じなければならない措置	届出義務 (8条)	狂犬病にかかった犬等(疑い含む)及びこれらに咬まれた犬等を診断、又はその死体を検案した獣医師は、保健所長に届け出る。 獣医師の診断等を受けていない場合は、その所有者が届け出る。	獣医師 所有者
	隔離義務 (9条)	狂犬病にかかった犬等(疑い含む)及びこれらに咬まれた犬等を隔離する。	獣医師 所有者
	公示 (10条)	狂犬病が発生した旨の公示をする。	県 (保健医療介護部長)
	けい留命令等 (10条)	区域、期間を定めて、区域内のすべての犬に口輪の装着、又はけい留を命令する。	
	殺害禁止指示 (11条)	隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければ、これを殺してはならない。	県 (予防員)
	死体の引渡し (12条)	届出された犬等が死んだ場合、その死体を予防員に渡さなければならない。	所有者
必要に応じ講じる措置	検診、予防注射 (13条)	区域、期間を定めて、予防員をして、犬の一斉検診、又は臨時の狂犬病予防注射を実施する。	県 (保健医療介護部長)
	移動の制限 (15条)	区域、期間を定めて、犬又はその死体の移動、県内への移入、県外への移出を禁止又は制限する。	県 (保健医療介護部長)
	交通の遮断・制限 (16条)	区域、期間を定めて交通の遮断又は制限を実施する。(72時間以内)	県 (保健医療介護部長)
	集合施設の禁止 (17条)	区域、期間を定めて発生区域内での犬の展覧会等を禁止する。	県 (保健所長)
	けい留されていない犬の抑留 (18条)	第10条のけい留命令を発しているにもかかわらず、けい留されていない犬を捕獲し、抑留する。	県 (予防員)

3. 住民対応等

(1) 住民への周知及び啓発等

生活衛生課は、がん感染症疾病対策課と連携し、関係機関との連携を図り、狂犬病の発生状況や予防対策等について、報道機関への情報提供や住民啓発用チラシの配布等を通じ、広く県民への周知及び啓発に努める。

① 相談窓口の設置

各保健所に相談窓口を設置し、狂犬病に関する情報や知識の提供、発症犬との接触者に対する相談等に応じるほか、咬傷事故発生に関する情報収集を行う。また、必要に応じ、PEP(参考資料4)対応可能な医療機関の紹介を行う。

② チラシの作成

狂犬病に関する基本情報、予防対策、動物に咬まれた場合の対応、飼い主の遵守事項等を記載した住民啓発チラシを作成し、各保健所、市町村、県医師会及び県獣医師会等に配布し、広く県民への周知を図る。

③ 狂犬病に関するQ&Aの作成

保健所等における相談対応が適切に実施されるよう、対応職員用として、狂犬病に関するQ&Aを作成し、配布する。

④ ホームページを活用した情報収集

狂犬病を発症した犬等に関する情報について、ホームページに写真等を掲載し、接触した人及び動物に関する情報を広く収集する。

(2) 獣医師会、動物病院との連携

生活衛生課は、がん感染症疾病対策課と連携し、県獣医師会を通じて、狂犬病発生に関する情報を動物病院に提供するとともに、住民啓発チラシや狂犬病に関する Q&A を配布し、飼い主に対し、狂犬病に関する正しい知識の啓発及び飼育動物に関する相談対応について依頼する。

また、咬傷被害動物及び狂犬病疑い動物に咬まれた者に関する情報の提供についても併せて依頼する。

(3) 医師会、医療機関との連携

がん感染症疾病対策課は、生活衛生課と連携し、狂犬病疑い動物に咬まれた者がPEP(参考資料4)を含め適切な医療が受けられるよう、県医師会等へ協力を求める。

また、咬傷被害者が受診した場合には医療機関から保健所へ情報提供を行うよう、県医師会を通じて依頼するとともに、適時、狂犬病の発生状況等について情報提供を行う。

医療機関に配布する住民啓発チラシや狂犬病に関する Q&A 等を利用した本病に関する正しい知識の啓発及び健康相談の対応についても併せて依頼する。

(4) 市町村との連携

生活衛生課は、がん感染症疾病対策課と連携し、狂犬病発生に関する情報について市町村に提供し、市町村保健センター等で相談窓口を設置する等、住民への相談対応及び啓発について協力を依頼する。併せて、住民啓発チラシや狂犬病に関する Q&A を配布し、相談対応が適切に実施されるよう配慮する。

また、市町村が得た狂犬病疑い動物及びこれらの動物による咬傷被害者等の情報の提供についても併せて依頼する。

(5) 狂犬病の疑いのある動物に咬まれた者への対応

保健所は、狂犬病の疑いのある動物に咬まれた者に対し、PEP(参考資料4)を含めた適切な医療が受けられるよう支援する。

(6) 愛玩動物の遺棄防止対策

生活衛生課及び保健所は、狂犬病発生リスク等による動物の遺棄を防止するため、警察や市町村と連携し、住民啓発チラシを配布する等、住民への啓発に努める。

なお、遺棄動物の収容については、遺失物法にかかる動物については警察が、それ以外の愛玩動物については保健所が収容する。

4. 現地対策班への応援

発生地を管轄する保健所においては、住民からの相談対応の他、発症犬等に関する追跡調査やけい留命令区域での監視等の業務集中が懸念される。したがって、生活衛生課は、事前に発生地以外の各保健所に対し、応援可能な獣医師等の人選を要請した上で名簿を作成し、発生地を管轄する保健所からの応援要請に応じ、獣医師等を派遣できる体制を整備する。

5. その他動物対策

(1) 野生動物対策

生活衛生課は、狂犬病が発生した場合、そのまん延防止及び撲滅のため、けい留命令区域内における野生動物の情報収集について、自然環境課に依頼する。

また、野生動物を捕獲する場合にあつては、自然環境課、市町村及び猟友会等と連携して行う。

(2) 畜産動物対策

生活衛生課は、狂犬病が発生した場合、そのまん延防止及び撲滅のため、けい留命令区域内における畜産動物の防疫対策について、畜産課に依頼する。

(3) 飼い主のいない猫対策

生活衛生課は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため緊急な必要があると判断した場合は、飼い主のいない猫の保護等について、市町村及び警察本部等に協力を依頼する。

(4) 不審死動物の処理

生活衛生課は、動物病院、自然環境課、市町村及び道路管理者等に対し、不審死した動物についての情報提供を依頼する。

動物病院等から当該動物に関する情報提供があつたときは、死亡状況等を精査し、狂犬病の疑いがあると判断される場合、保健所において当該死体を収容し、確定診断を実施する。

6. 対策の終了

(1) 対策終了の判断

生活衛生課は、新たな狂犬病の発生が1か月以上ないこと、事態が十分に沈静化していることを確認した上で、連絡会議及び現地対策班を解散する。

ただし、解散後も、最終の狂犬病発生から3か月間は、犬のけい留命令、けい留地域における重点的監視は継続する。また、市町村、医療機関及び動物病院に対しては、引き続き、咬傷事故に関する情報を探知したときは、保健所に情報提供するよう改めて周知徹底を図る。

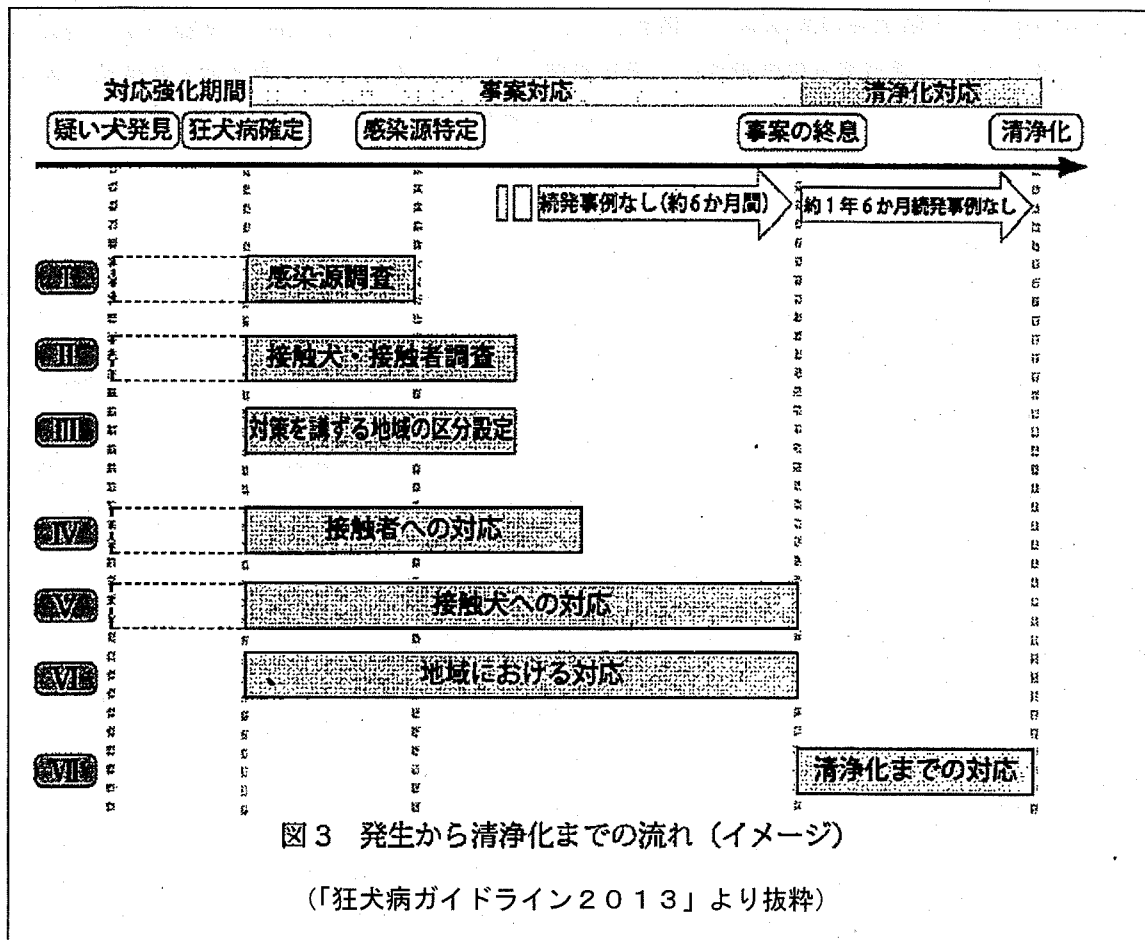
新たな狂犬病の発生が6か月間以上みられない場合は、関係機関と協議の上、事態が終息したと判断し、通常の対応に戻ることができる。

(2) 報告書の作成と事後評価

保健所は、事態の終息後、対応結果を基に、実際に行われた諸活動の内容等を評価し、対応経過とともに、報告書として取りまとめ、生活衛生課へ報告する。

V. 狂犬病発生時における調査及びその結果に基づく措置の実施方法

国内において狂犬病発生の疑いが生じ、精査の結果、狂犬病と診断された動物が認められて以降の対応は、「狂犬病対応ガイドライン2013」に準拠して以下のとおり実施すること。



上の図は、時系列的に危機管理対応について概要を示したものであるが、発症した動物が認められて以降、その事態を終息させるまでの対応を以下の三つに分け、措置を講ずること。

- 適切な対策を講ずるための調査
- 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置
- 清浄化に向けての調査及び措置

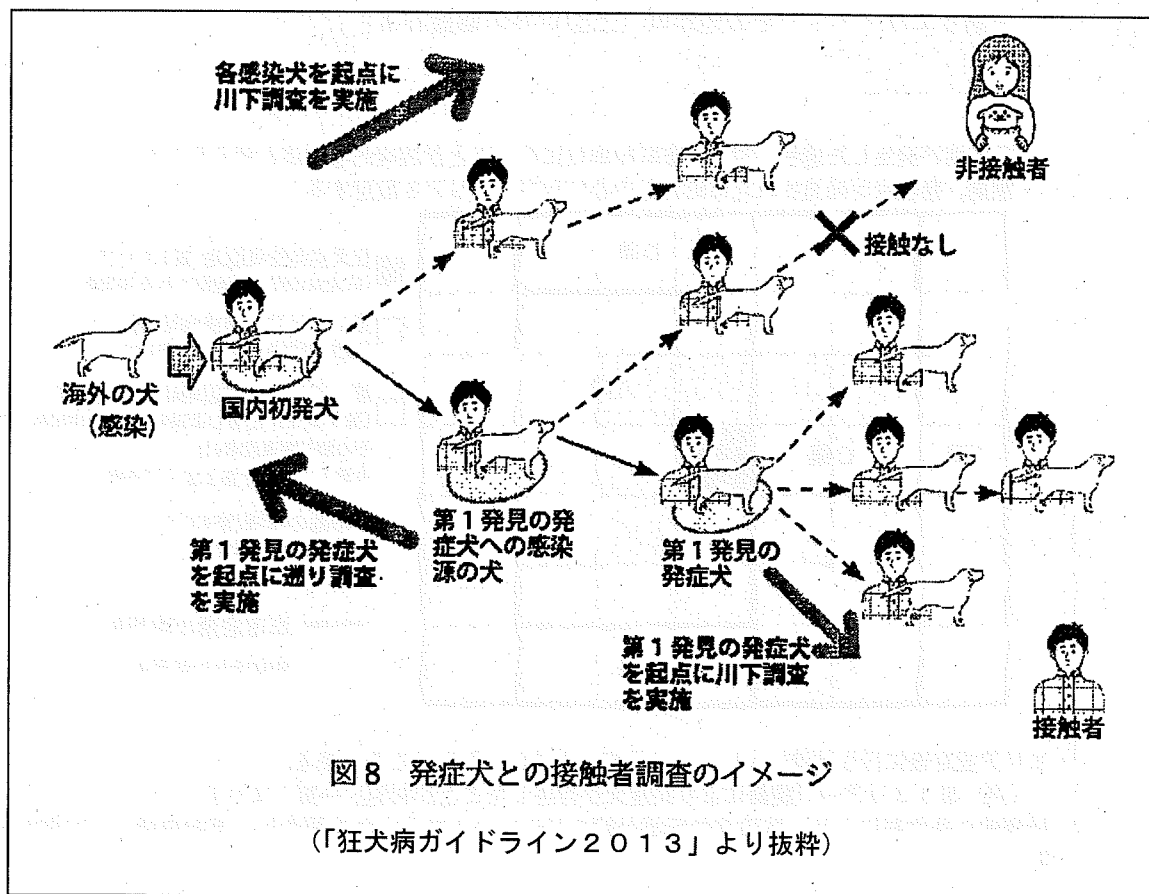
1. 適切な対策を講ずるための調査

ここで、狂犬病発症犬とそれとの接触犬ならびに感染源の犬を起点とする一連の接触犬を以下、「狂犬病発症犬等」という。

(1) 狂犬病発症犬等との接触犬及び接触者の調査

狂犬病と確定診断された動物が認められた場合、その感染源となった動物の特定が急がれる。

また同時にそれぞれの発症犬と接触した犬の特定も必要となる。特定するためには、予防員を中心とした保健所職員は、主に所有者や管理者、目撃者への聞き取り調査を行う。



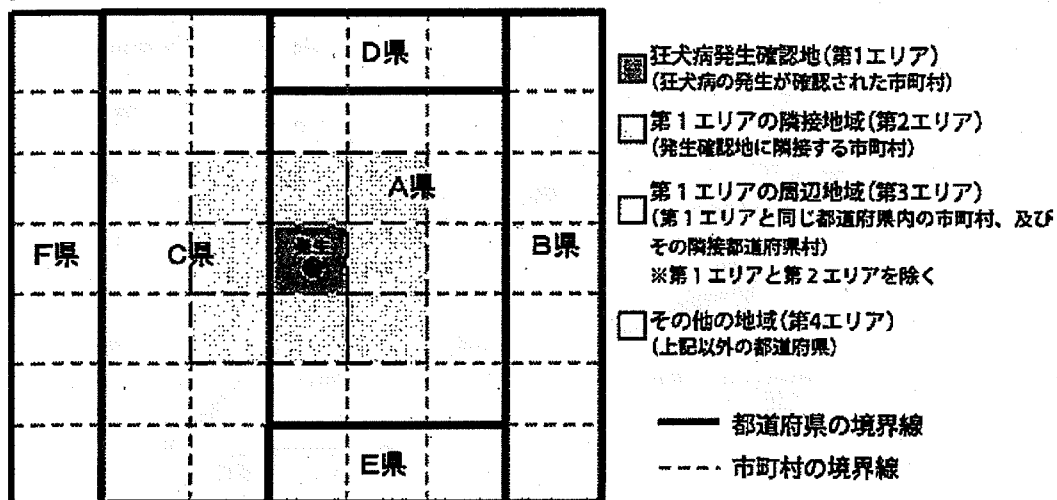
上記のように聞き取りによる遡り調査を行うが、狂犬病ウイルスの潜伏期間(0.2~2ヶ月)と発症期間(通常10日)を考慮して実施することを心がける。

(2) 対策を講ずる地域の区分設定

狂犬病発生調査の結果に基づいた、狂犬病拡大防止対策を施行するために、対策の強度の設定を行う。地域設定は、現実的な対応を鑑み、市町村単位によって対策を講ずる。地域設定は以下の4分類とする。

- ・第1エリア・・・狂犬病発生確認地（狂犬病の発生が確認された市町村）
- ・第2エリア・・・狂犬病発生確認地との隣接地域（狂犬病発生確認地に隣接する市町村）
- ・第3エリア・・・狂犬病発生確認地の周辺地域（第1、2エリアを除く同一都道府県内の市町村、及びその隣接都道府県）
- ・第4エリア・・・その他地域（上記以外の都道府県）

- ・狂犬病が発生した場合、対応は市町村単位に行うことが現実的な対応と考えられる。
- ・原則、発症犬が発見された市町村を中心に以下のエリアを設定する。



注)

- ・エリア設定後に行う調査により、エリアのレベルが上下することがある。
(例) 第3エリア→(調査により発症犬が存在したことが判明)→第1エリア
- ・地理的な条件等により、感染症の伝播が起こりにくいと考えられる場合は、事前協議により設定可能

図9 対策を講ずる地域

(「狂犬病ガイドライン2013」より抜粋)

2. 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置

(1) 狂犬病発症犬等との接触者への対応

狂犬病発症犬等との接触者に対して以下の対応が挙げられる。

- ・相談窓口の設置
- ・PEPの実施可能な医療機関の紹介
- ・PEP適用者リストの作成
- ・接触者に対する啓発

(2) 狂犬病発症犬等との接触犬への対応

狂犬病発症犬から咬傷または搔傷を受けた犬に対しては、狂犬病予防法第9条に基づき、隔離措置を行うことが原則となる。隔離期間中（最長6か月間）は、別紙4を用いて狂犬病の症状の有無について、観察し、臨床診断を行う。観察期間中に死亡した場合や観察の結果、狂犬病の罹患が強く疑われる場合には、致死処分とし、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき、ウイルス検査を実施する。

(3) 対策を講ずる地域における対応

前述のように区分設定した地域について、以下の対応を行う。ただし、過大な制限とならないよう留意し、実施すること。

【第1エリア】

- ・ 狂犬病発生の公示、犬のけい留等の命令
- ・ 犬の移動制限、非けい留犬の抑留
- ・ 犬の抑留、登録、動物用狂犬病予防ワクチン接種の徹底
- ・ 異常行動を示す動物及び咬傷動物に関する情報の保健所への報告の徹底
- ・ 犬の集合施設の使用の禁止
- ・ 保健所あるいは自治体の相談窓口への接触者の届出の呼びかけ
- ・ 咬傷事故を起こした犬（狂犬病発症犬等に関連がない犬を含む）の記録及び管理
- ・ 一斉検診、臨時の予防注射
- ・ 交通の遮断・制限
- ・ 非けい留犬に対する狂犬病予防法第18条の2に基づく措置（けい留されていない犬の薬殺）
- ・ モニタリング調査の実施（感染（疑い）動物、野生動物、放浪動物及び死亡動物等を対象）

【第2エリア】

第2エリアは、狂犬病発生の拡大の防止のために設定されるものである。調査の進捗状況等を踏まえつつ、必要となる対応を柔軟に実施すること。

【第3エリア】

第3エリアは、調査の状況等に注意を払うために設定されるものである。情報の収集及び情報の提供を中心に行い、調査状況によっては第1、2エリアに変更されることもあるため、必要な準備を備えること。

【第4エリア】

第4エリアは、第1～3エリア以外の地域として設定するものである。必要に応じて情報の収集及び住民への情報提供を行う。

3. 清浄化に向けての調査及び措置

終息から1年6か月間にわたり、狂犬病発生が認められないことをもって、国は「清浄化」を達成したと判断する。

清浄化が確認されるまで、モニタリング調査と不明死動物の検査の継続、放浪犬の抑留徹底、動物病院や医療機関に対する周知徹底を図る。

(別紙1)

狂犬病(疑似)動物発見報告書

年 月 日

保健福祉(環境)事務所長 様

届出者 住 所: _____

氏 名: _____

動物病院名: _____

電話番号: _____

次のとおり、狂犬病にかかった(疑いのある)動物(動物の死体)を発見しましたので報告します。

動物の所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
動物の発見場所・日時		
動物の現所在地		
動物	種類	
	品種	
	年齢	
	性別	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
診断 (検案)	日時	
	場所	
	結果(症状)	
発病年月日		
発病後の措置又は死体の措置		
備考		

狂犬病疑い動物に関する聞き取り調査票

台帳番号:

調査日時: 年 月 日 時 調査者: 所属・氏名

電話番号:

被調査者	住所				電話番号			
	氏名				所有者・診断獣医師・その他()			
狂犬病疑い動物の特徴	動物の種類				生体 / 死体	性別	♂ / 女	
	品種			毛色		体格	大 / 中 / 小	
	呼び名			生年月日		年齢		
	外ぼう上の特徴				飼育状況	屋内 / 屋外 / 放し飼い / 放浪犬		
	(犬)登録年月日	年	月	日	(犬)登録番号			
	狂犬病ワクチンの接種	有 / 無	マイクロチップ番号					
	狂犬病予防ワクチンの接種歴	前回	年 月 日			前々回	年 月 日	
	他の動物からの咬傷の有無	有 / 無 / 不明						
	動物の所有者	氏名				電話番号		
		住所						
	動物の現所在地							
	入手先	年月日	年 月 日		名称			
		所在地				電話番号		
	海外渡航歴		有 / 無		渡航国			
	渡航期間		年 月 日 ~ 年 月 日					
	他の動物との接触(散歩、同居など)	有 / 無 / 不明	(有の場合)接触状況					
	野外での発見	発見場所				動物の現所在地(分かる範囲で)		
		発見者氏名				電話番号		
		発見者住所						
		発見時の状況				捕獲	済 / 未	
発症時の状況	発症日時	年 月 日 時			発症場所			
	症状等							
	発症後の措置							
診療獣医師	氏名				病院名			
	住所				電話番号			
	診断・検案の日時	年	月	日 時	診断・検案の場所			
	診断の根拠とした症状							
対応内容	狂犬病感染リスク	高 / 低(不明) / 無			判定者			
	収容の必要性	有 / 無(自宅での経過観察)			収容日時	年 月 日 時頃		
		施設名			引き取り担当者			
特記事項								

(別紙3)

動物の保管依頼書

年 月 日

保健福祉(環境)事務所長 様

依頼者 住所

氏名

下記のとおり動物の保管を依頼します。

記

保管依頼理由		
動物の所在地		
動物	種類	
	性別	
	年齢	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
備考		

(別紙4)

狂犬病疑い動物観察用カルテ

受付日		咬傷の有無	有 (人・動物) 無 不明		登録番号	
台帳番号		MC番号			済票番号	
収容日	年 月 日	収容理由	捕獲 (負傷) : 引き取り			
観察開始日	年 月 日	観察終了日	年 月 日			
観察終了理由		死亡 : 譲渡 : 返還 : その他 ()				
動物種	種類	性別	年齢	体重	体色	
体表の傷	有:無:不明	具体的場所				受傷日
咬傷事故	有:無:不明	咬傷の理由				咬傷発生日
異常行動 や症状	有:無	行動症状				発見日
狂犬病ワクチン歴		輸入歴	①国	輸入日		
前回	②国		輸入日			
前前回	③国		輸入日			

1. 観察 (記入方法 ◎:顕著 ○:該当 ×:該当しない -:不明)
(注意事項 : できるだけ当該動物を刺激しない状態で観察すること)

症状	病日												
	日付	/		/		/		/		/		/	
	時刻	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
行動	理由なく動き続ける												
	落ち着かない ケージや目の前の ものを 繰り返し咬む												
後肢麻痺	歩行時の硬直												
	歩行時のふらつき どたんとすわる 頻繁な横座り												
舌	舌の色の変化												
	舌の汚れ 舌の麻痺												
嘔れ声													
嗜眠													

2. 積極的検査 (検査に対する反応は継続性がある)
(注意事項 : 検査で与える刺激は過度とならない刺激とすること)

棒刺激 試験	音に対する反応										
	目前の棒への攻撃										
	棒への執着										
	圧迫的刺激への反応										
	嫌悪 威嚇										
水試験	何度も飲水する										
	数回舐めるとやめる										
	鼻を水に沈めて飲む										
	注ぐホースに攻撃 注ぐ水に攻撃										
光試験	光に反応しない散瞳										
メモ											
臨床判断	陽性 : 陰性										

※狂犬病臨床研究会より提供(一部改変)

(別紙5)

致死処分承諾書

年 月 日

保健福祉(環境)事務所長 様

申請者 住 所: _____

氏 名: _____

次のとおり、狂犬病にかかった(疑いのある)動物が致死処分されることを承諾します。

動物の 所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
動物	種類	
	品種	
	年齢	
	性別	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	注射年月日・番号	
診断 (検案)	日時	
	場所	
	結果	
発病年月日		
致死処分年月日		
備考		

(別紙6)

公 示

狂犬病予防法第10条の規定に基づき、次のとおり狂犬病が発生しましたので、公示します。

年 月 日

福岡県知事

発生場所		
発生年月日		年 月 日
動物	種類	
	品種	
	年齢	
	性別	
	毛色	
	体格	
確定診断年月日		年 月 日

参考資料 1

狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴

自然感染した犬とネコの症状はほぼ同じであるが、ネコでは犬よりも「興奮型」を示す比率が高く、攻撃性が一般的に認められる。潜伏期は1週間から1年4カ月と多様（平均1カ月）であるが、いったん臨床症状が現れると死亡するまでの期間は短く15日を過ぎることはまれである。ウイルスの唾液中への排泄は一般的に発症の3日前に始まる。咬傷事故を起こした犬やネコを隔離した後に2週間以上の観察を行い狂犬病の発症が見られなければ咬傷を受けた人への暴露後発病予防の中止が可能となる。以下に、犬と猫の狂犬病の症状等を示す（下線部は用語説明あり）。

【犬の狂犬病】

1. 前駆期（一般に2～3日の経過をとる）

- ・ 性格の変化と行動の異常（挙動不審、気まぐれ、過敏、疑い深い目付きをする）
- ・ 恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗・遠吠え
- ・ 異物を好んで刺激に応じて咬む。
- ・ 被咬傷部の搔痒
- ・ 性欲の亢進
- ・ 早期の一過性発熱
- ・ 憂鬱
- ・ 倦怠
- ・ 瞳孔散大

2. 興奮期（一般に1～7日の経過をとる：この期間が短く、すぐ麻痺期に移行する場合がある）

- ・ 落ち着きがなくなり興奮状態となる（無目的な徘徊、目に入るものを頻繁に咬む傾向を示す）。
- ・ 異嗜（小枝、わら、石、土などを食べる傾向の多発）
- ・ 喉頭筋組織の麻痺によるほえ声の特徴的な変化（嗄声、長吠哀哭）
- ・ 光や音（視覚、聴覚）の突然刺激に対する過敏な反応
- ・ 流涎および咽頭筋肉の最終的麻痺による嚥下困難
- ・ 顔貌の陰悪化
- ・ 筋肉組織の攣縮
- ・ 角膜乾燥
- ・ 初回の痙攣発作中に死ななければ、麻痺段階に入る。

3. 麻痺期（一般に2～3日の経過をとる：犬ではこの症状が最も多い）

- ・ 全身の麻痺症状による歩行不能（後躯の麻痺が良く観察される）
- ・ 咀嚼筋の麻痺による下顎下垂とこれによる嚥下困難
- ・ 舌を口外に垂らしながら流涎
- ・ むせるような発声音（しばしば、犬ののどに物が詰まったと判断して人が取り除く行為を行いウイルスに暴露される）
- ・ 昏睡状態となり死亡

【ネコの狂犬病】

ネコにおける狂犬病の臨床像は、犬よりも攻撃性がより一般的に認められること以外は、多くの徴候が犬のそれと類似している。

1. 前駆期（一般に一日の経過をとる）

- ・ 性格の変化と行動の異常（正常な行動から突然な変化：平常時に不機嫌ですれたネコがより機敏となり、落ち着きがなくなり、注意深く、親しげになる一方で、愛らしいネコが突然挑発されることなく引っかいたり、噛んだりして、うつ状態になり、暗い場所に引っ込んで隠れようとする）
- ・ 性欲の亢進（雄ネコではペニスの持続性勃起が見られる）
- ・ 瞳孔散大
- ・ 結膜反射の消失

2. 興奮期（一般に2～7日の経過をとる：ネコではこの症状が最も多い）

- ・ 筋肉の緊張増加、筋肉の単収縮、全身の筋肉の震顫、筋肉衰弱、流涎、神経過敏、被刺激性、攻撃性の増加などの症状がひどくなる。
- ・ 目に入るものを頻繁に噛む傾向を示す。
- ・ 嚥下筋肉の麻痺により唾液がたまり流涎を起こす。
- ・ 痙攣は徴候が見えてからほぼ5日目に顕著になり後肢の麻痺が急速に進行する。

3. 麻痺期（一般に3～4日の経過をとる：この段階が顕著な場合は、興奮期がないかもしくは極端に短く、犬で見られる典型的な下顎麻痺または顎脱落の徴候を示すものはまれである）

- ・ 嚥下筋肉が早期に麻痺を起こすために飲食が困難となる。
- ・ 全身麻痺
- ・ 徴候開始から3～4日以内に昏睡して死亡する。

【用語説明】

搔痒（そうよう）： かゆい所をかくこと

異嗜（いし）： 食餌として不自然なものを摂取したり舐めたりすること

嗄声（させい）： 声の音質の異状・しゃがれ声

長吠（ながぼえ）： 犬などが長く声をひいて吠えること

哀哭（あいこく）： 声を上げて泣き悲しむこと

流涎（りゅうぜん）： よだれを流すこと

嚥下（えんげ）： 食物を飲み下すこと

攣縮（れんしゆく）： 一回の刺激により一回だけ収縮してもとに戻ること・痙攣性の収縮

震顫（しんせん）： ふるえること・ある筋肉群が収縮して身体の一部が不随意的にふるえる現象

参考資料 2

動物に対する措置の選択の基準

次のいずれかの事項が認められる場合には、致死処分を選択する。

- 狂犬病の疑いのある動物に人や動物が咬まれた場合
- 狂犬病の疑いのある動物に麻痺性の発作が見られた場合
- 所有者が致死処分に同意した場合

< 確定診断により、陽性と診断された場合の対応 >

係留されていない犬については、捕獲を行う。捕獲した犬については、通常時と同様に公示等を行い所有者の発見に努めるが、所有者が発見された場合でも予防注射を行っていない犬については狂犬病に感染した疑いがあるものとして、自治体の動物管理施設において予防員による観察を継続する。

予防注射を行っている犬については所有者に返還しても差し支えないが、所有者の自宅において隔離し、他の人や動物との接触を避けるよう指示するとともに、予防員が定期的に訪問し観察を継続する。このとき、上記、「動物に対する措置の選択の基準」に該当する犬については致死処分を選択することが望ましい。観察の結果、狂犬病の疑いがなくなった犬については所有者へ返還する。

(「狂犬病対応ガイドライン2001」より抜粋)

参考資料 3

福岡県狂犬病対策連絡会議設置要綱

1. 目的

狂犬病が発生した場合、適切な防疫活動を行うことにより、新たな患者及び感染動物の発生を防止するため、福岡県狂犬病対策連絡会議を設置する。

2. 掌握事務

連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、その方策を協議し推進する。

- (1) 関係部局の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3. 組織

- (1) 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者を充てる。
- (2) 前項の委員のほか、議長が必要と認めるときは、その都度関係職員等を委員として指名することができる。

4. 連絡会議

- (1) 議長は、連絡会議を必要に応じて必要な範囲で招集し統括する。
- (2) 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副議長が、その職務を代行する。
- (3) 委員は、必要に応じて議長に連絡会議の招集を請求できる。
- (4) 議長は、必要に応じて学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5. 事務局

連絡会議の事務局は、福岡県保健医療介護部生活衛生課に置く。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

(別表)

福岡県狂犬病対策連絡会議構成員名簿

	所 属	職 名
議 長	保健医療介護部	部長
副議長	保健医療介護部	医監
委 員	保健医療介護部 保健医療介護総務課	課長
	保健医療介護部 生活衛生課	課長
	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	課長
	保健医療介護部 薬務課	課長
	環境部 自然環境課	課長
	農林水産部 畜産課	課長
	保健環境研究所	所長
	発生地保健所	所長
	警察本部 生活安全部 生活経済課 交通部 交通規制課	課長 課長
学識経験者	公益社団法人 福岡県医師会	理事
	公益社団法人 福岡県獣医師会	理事

参考資料 4

狂犬病暴露後発病予防

動物咬傷の被害者に狂犬病ワクチンを接種する必要の有無は、咬まれた地域や加害動物の種類、咬傷の程度などに基づいて判断する（表1）。

狂犬病常在地で表2にあげたような狂犬病危険動物に咬まれた場合には、WHOが勧告している方法に従って処置を行う。

表1. 狂犬病暴露後発病予防治療指針（WHO、1992）

暴露分類	暴露された動物※ ¹ が狂犬病と確定した場合、または逃走して経過観察ができない場合	行うべき暴露後発病予防治療
第1類	動物をなでたり、餌を与えた傷や病変のない皮膚をなめられた	接触歴が信頼できるものであれば治療は不要
第2類	素肌を軽く咬まれた 出血のない小さいひっかけ傷またはすり傷 傷のある皮膚をなめられた	ただちに狂犬病ワクチン接種を開始する※ ² 。 10日間の観察期間中、加害動物が健康であれば※ ³ 、または加害動物を致死処分とし適切な方法で検査して狂犬病陰性と判定されたならば、治療を中止してよい。
第3類※ ⁴	一か所ないし数か所の皮膚を破る咬傷またはひっかけ傷 唾液による粘膜汚染	ただちに抗狂犬病免疫グロブリンと狂犬病ワクチンを投与する。10日間の観察期間中、加害動物が健康であれば※ ³ 、または加害動物を致死処分とし適切な方法で検査して狂犬病陰性と判定されたならば、治療を中止してもよい。

※1 齧歯類、家ウサギ、野ウサギに暴露しても、暴露後発病予防が必要となることはまれである。

※2 狂犬病発生が少ない地域では、加害動物が外見上健康な犬やネコであって、加害動物を経過観察できれば、動物に何らかの異常がみられるまで、暴露後発病予防開始を延期することもできる。

※3 10日間という観察期間は犬とネコにだけ適用できる。種の保存が脅かされている稀少動物を除いて、狂犬病が疑われる犬、ネコ以外の家畜や野生動物は、捕獲して致死処分とし、適切な方法で狂犬病の検査を行うべきである。

※4 顔面、頭部、腕や手に重度の咬傷を多数箇所受けた場合は、第4類として別に区別すべきであるという見解がある。

表2. 地域別狂犬病危険動物種

地域	主な狂犬病危険動物種
アジア	犬、ネコ
アフリカ	犬、マングース、ジャッカル、ネコ
ヨーロッパ	キツネ
北米	コウモリ、アライグマ、スカンク、キツネ
中南米	犬、コウモリ、コヨーテ、ネコ

福岡県保健医療介護部生活衛生課

所在地 〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3281

FAX 092-643-3282

○初版作成：平成28年6月

○第1回改訂：平成29年6月